

沿岸広域振興局長告示第22号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年4月27日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0330300013	地域活動支援センター星雲	地域活動支援センター星雲 相談室	大船渡市盛町字東町11番地12	平成22年4月1日